農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令 (平成十六年内閣府・農林水産省令第七号)

一人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。	(経営強化計画の提出)  (経営強化計画の提出)  (経営強化計画の提出)  (経営強化計画の提出)	改正案
一   一   一   一   一   一   一   一   一   一	(経営強化計画の提出)  (経営強化計画の提出)  (経営強化計画の提出)	現

以外の者であること。

「当該漁業協同組合連合会の会員である法人の役員又は使用人

| つ。 | の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかった| おいて準用する同法第十一条の六第二項に規定する子会社をい| 使用人又はその子会社(水産業協同組合法第九十二条第一項に | での就任の前五年間当該漁業協同組合連合会の理事若しくは

人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。 人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。 当該漁業協同組合連合会の理事又は参事その他の重要な使用

|ずれにも該当するもの |四||水産加工業協同組合連合会の監事のうち、次に掲げる要件のい

使用人以外の者であること。

一 当該水産加工業協同組合連合会の会員である法人の役員又は

いう。) の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかっいう。) の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかっにおいて準用する同法第十一条の六第二項に規定する子会社をしくは使用人又はその子会社 ( 水産業協同組合法第百条第一項口 その就任の前五年間当該水産加工業協同組合連合会の理事若

な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。 ハ 当該水産加工業協同組合連合会の理事又は参事その他の重要

り経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している場合を含む。以下この条及び第十九条において同じ。)の規定によ第十七条 法第十二条第一項(法第十四条第十一項において準用する(法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出)

経営強化計画 ( 法第四条第一項の規定により提出したもの、法第九

条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第

項若しくは第十四条第三項の規定により承認を受けたものをいう

の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかったもので準用する同法第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。)は使用人又はその子会社(水産業協同組合法第百条第一項においる連合会の会員である法人の役員又は使用人以外の者であって、水産加工業協同組合連合会の理事若しくの、水産加工業協同組合連合会の監事のうち、当該水産加工業協同四

(法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出)

一項若しくは第十四条第三項の規定により承認を受けたものをいう条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第経営強化計画(法第四条第一項の規定により提出したもの、法第九り経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している場合を含む。以下この条及び第十九条において同じ。)の規定によ第十七条 法第十二条第一項(法第十四条第十一項において準用する

。) の実施期間の終了の日から三月以内(当該農水産業協同組合が。) の実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第四条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った。 以下この章において同じ。) 又は取得貸付債権(法第十条第一項の規定による認可を受けようと当該実施期間の終了の日から三月以内(当該農水産業協同組合が。) の実施期間の終了の日から三月以内(当該農水産業協同組合が

去第十二条第一~三 (略)

一 (略)

るものの額及びその内容営強化計画を提出する農水産業協同組合を発行者又は債務者とす一 協定銀行が現に保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち経

よる承認を受けた変更後のもの又は法第二十二条第一項若しくは第六条第一項の規定により提出したもの、法第十九条第一項の規定にする農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画(法第十用する場合を含む。以下同じ。)の規定により経営強化計画を提出第四十一条 法第二十二条第一項(法第二十四条第十一項において準(法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出)

|十四条第三項の規定による承認を受けたものをいう。) の実施期

でに提出しなければならない。
「でに提出しなければならない。」
「おうとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前ま、
「おうとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前ま、
「おうとするものであるときは、当該実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じ。)の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じ

**一**〜三 (略)

る事項とする。
2 法第十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げ

一 (略)

を発行者又は債務者とするものの額及びその内容おいて同じ。)のうち経営強化計画を提出する農水産業協同組合債権(同条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章にる取得株式等をいう。以下この章において同じ。)及び取得貸付」協定銀行が現に保有する取得株式等(法第十条第二項に規定す

(法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出)

二十四条第三項の規定による承認を受けたものをいう。)の実施期よる承認を受けた変更後のもの又は法第二十二条第一項若しくは第六条第一項の規定により提出したもの、法第十九条第一項の規定に用する場合を含む。以下同じ。)の規定により経営強化計画(法第十年の十一条 法第二十二条第一項(法第二十四条第十一項において準

をし、 編成金融機関等又は組織再編成金融持株会社等に係る取得株式等し 間の終了の日から三月以内(当該農水産業協同組合が当該実施期間 付債権をいう。以下この章において同じ。) の全部につきその処分 法第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。 以下この章におい る決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再 により提出された経営強化計画に係る法第十七条第一項の規定によ 間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六条第一項の規定 及び農林水産大臣に提出しなければならない。 ただし、当該実施期 内に法第二十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは て同じ。) 又は取得貸付債権 (法第二十条第一項に規定する取得貸 て作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官 当該実施期間が終了する一月前まで)に、別紙様式第二号に準じ 又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りで

|〜三 (略)

げる事項とする。 法第二十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲

(略)

るものの額及びその内容 営強化計画を提出する農水産業協同組合を発行者又は債務者とす 協定銀行が現に保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち経

( 法第二十二条第三項等の規定による経営計画の提出 )

第四十三条 法第二十二条第三項 (法第二十四条第十一項において準 営強化計画 (法第十六条第三項若しくは第十八条第一項から第四項 用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。) の規定に より経営計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経 までの規定により読み替えて適用される法第十六条第二項の規定に

> 間の終了の日から三月以内に、別紙様式第二号に準じて作成した経 るものであるときは、 当該期間内に法第二十四条第一項の規定による認可を受けようとす 大臣に提出しなければならない。 ただし、当該農水産業協同組合が 営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産 なければならない。 当該実施期間が終了する一月前までに提出し

| 〜三 (略)

2 げる事項とする。 法第二十二条第一 項に規定する主務省令で定める事項は、 次に掲

(略)

合を発行者又は債務者とするものの額及びその内容 付債権 ( 同条第一項に規定する取得貸付債権をいう。 以下この音 する取得株式等をいう。以下この章において同じ。) 及び取得貸 において同じ。) のうち経営強化計画を提出する農水産業協同組 協定銀行が現に保有する取得株式等(法第二十条第二項に規定

( 法第二十二条第三項等の規定による経営計画の提出)

第四十三条 法第二十二条第三項 (法第二十四条第十一項において準 用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。) の規定に までの規定により読み替えて適用される法第十六条第二項の規定に 営強化計画 (法第十六条第三項若しくは第十八条第一項から第四項 より経営計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経

社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし 引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成金融持株会 法第十六条第二項の規定により提出された経営強化計画に係る法第 第十八条第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される 期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六条第三項又は 官及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、当該実施 号により作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長 るときは、当該実施期間が終了する一月前まで)に、別紙様式第四 実施期間内に法第二十四条第一項の規定による認可を受けようとす の実施期間の終了の日から三月以内 (当該農水産業協同組合が当該 第三項又は第二十四条第五項の規定により提出したものをいう。) 定による承認を受けたものをいう。) 又は経営計画 (法第二十二条 更後のもの又は法第二十二条第一項若しくは第二十四条第三項の規 十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の より提出したもの、法第十九条第一項の規定による承認を受けた変 又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない

しなければならない。

しなければならない。

しなければならない。

ただし、当該農水産業協同組合産大臣に提出しなければならない。

た経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第四号により作成の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第四号により作成の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第四号により作成の上経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第四号により作成の主張の表記を受けたものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出したものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出した経りに表記を受けたでは、当該実施期間が終了する一月前までに提出した経営計画(法第二十二条第一項の規定による承認を受けた変より提出したもの、法第十九条第一項の規定による承認を受けた変しなければならない。

2・3 (略)

2 . 3

(略)

- 5 -